

国見町告示第 46 号

国見町空家等バンク実施要綱の一部を改正する告示を次のとおり定める。

令和 8 年 8 月 12 日

国見町長 村 上 利 通

国見町空家等バンク実施要綱の一部を改正する告示

国見町空家等バンク実施要綱（平成28年国見町告示第13号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中第10号を第11号とし、第 9 号を第10号とし、第 8 号の次に次の 1 号を加える。

（9） 水防法（昭和24年法律第193号）第14条に規定する洪水浸水想定区域内に物件があるとき。

第12条中第 3 項を第 4 項とし、第 2 項を第 3 項とし、第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 利用登録者は、市街化調整区域内に存する空家等の交渉申込みを希望する場合にあっては、現に居住の用に供する自己名義の住宅（以下「既存住宅」という。）を所有していないことが明らかでなければならない。ただし、当該既存住宅を処分することが確実であると町長が認める場合は、この限りでない。

第 2 号様式を次のように改める。

第 2 号様式（第 4 条関係）

国見町空家等バンク物件登録票

[別紙参照]

第12号様式を次のように改める。

第12号様式（第12条関係）

国見町空家等バンク物件交渉申込書

[別紙参照]

附 則

この告示は、令和8年9月1日から施行する。

様式第 2 号（第 4 条関係）

国見町空家等バンク物件登録票			登録番号	第 号
			新規 ・ 変更	
所有者	住所	〒		
	氏名			
	連絡先	自宅	携帯	
		F A X	E-Mail	
連絡可能時間帯				
管理者	住所	〒		
	氏名	所有者との関係		
	連絡先	自宅	携帯	
		F A X	E-Mail	
連絡可能時間帯				
物件の分類		☐ 空家 ☐ 空地		
所在地		国見町 番地		
利用状況		☐ 放置（ 年） ☐ 時々利用（年 回） ☐ その他		
売却／賃貸の別		☐ 売却（ ☐ 土地と建物 ☐ 建物のみ ☐ 土地のみ／ ☐ 希望価格（円） ☐ 賃貸（希望月額家賃 円／月）		
物件の状況	建	権利関係	☐ 所有者本人 ☐ その他（ ）	
		用途	☐ 住宅 ☐ 併用住宅 ☐ その他（ ）	
		構造	☐ 木造 ☐ 軽量鉄骨造 ☐ R C 造 ☐ その他（ ）	
			☐ 平屋建 ☐ 2 階建	
		床面積	1 階 m ² 2 階 m ² 計 m ²	
		建築年	年（築 年）	
		間取り		
		利用可能箇所	☐ 全体 ☐ 一部（ ）を除く	
	補修の要否	☐ 補修不要 ☐ 小規模な補修必要 ☐ 大規模な補修必要		
	補修費用負担	☐ 所有者負担 ☐ 入居者負担 ☐ その他		
	設備状況	電気	☐ 引込み有 ☐ その他（ ）	
		水道	☐ 上水道 ☐ 井戸 ☐ その他（ ）	
		排水	☐ 下水道 ☐ 浄化槽 ☐ その他（ ）	
		台所	☐ 電気 ☐ ガス ☐ その他（ ）	
		風呂	☐ 灯油 ☐ 電気 ☐ その他（ ）	
		トイレ	☐ 水洗 ☐ くみ取り ☐ 洋式 ☐ 和式	
		駐車場	☐ 有（ 台） ☐ 無	
		物置	☐ 有 ☐ 無	
	その他			
	土地	権利関係	☐ 所有者本人 ☐ その他（ ）	
		面積	m ² 坪	
		登記地目		
	特記事項	※相続登記の必要がある場合などは、この欄へ記入してください。		

受付日	年 月 日	現地確認日	年 月 日	登録日	年 月 日
☐ 抵当権設定無し ☐ 空家特措法助言指導無し ☐ 建築基準法違反等無し ☐ 差押え無し ☐ 土砂災害警戒区域外 ☐ 洪水浸水想定区域外					
抹消日	年 月 日	☐ 契約成立 ☐ 登録取消（ ☐ 申請 ☐ 職権） ☐ その他（ ）			

※申請に際しては、太枠で囲んだ部分は必ず記入し、それ以外については分かる範囲で記入してください。
裏面に続く

(裏面)	
位置図	配置図

(裏面)	
位置図	配置図

(裏面)	
位置図	配置図

※別紙でコピーしたものでも構いません。 ※敷地内の配置を記載してください。

※別紙でコピーしたものでも構いません。 ※敷地内の配置を記載してください。

間取り図

[illegible]

農地付き空家等登録用

番号	農地の状況								
No	大字	字	番地	現況 地目	面積 (㎡)	農地希望 価格 (円)	住宅からの 距離 (km)	バンク登 録の有無	備考
				(計)					

※農地付空家等として空家等バンクに登録できる農地は、以下のすべてを満たすと町が判断した農地です。

- (1) 空家等所有者と農地所有者が同一であること。
- (2) 農地の合計面積が2000㎡未満であること。
- (3) 次のいずれにも該当しない農地であること。
 - ①賃借権、地上権等が設定された農地
 - ②農地中間管理権が設定された農地
 - ③農業経営基盤強化促進法の利用権が設定された農地
 - ④多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業の対象となっており、所有権移転することでその事業に支障等が生じるおそれがある農地
 - ⑤再生利用が困難な農地
 - ⑥農地以外の利用がされている農地

農地所有者

住 所 _____

氏 名 _____

印

記

利用登録番号	第 号		
希望物件 (第3希望まで)	☐ 建物 登録番号 () ☐ 土地 登録番号 ()		
購入／賃借の別	☐ 購入 ☐ 賃借 ☐ どちらでもよい		
空家等の 利用方法	☐ 定住 ☐ 定期的利用 ☐ その他 ()		
居住予定者	氏 名	続 柄	年 齢
		世帯主	
市街化調整区域内に存する空家等の交渉申込を希望する場合	☐ 現に居住の用に供する自己名義の住宅を所有していない ☐ 現に居住の用に供する自己名義の住宅を所有しているが、処分することが確実である		

●同意事項

- 1 空家等利用の交渉にあたり、物件所有者等へ連絡先等の個人情報を提供することに同意します。
- 2 市街化調整区域内に存する空家等の交渉申込を希望する場合、町が資産の有無を確認することに同意します。